

危険物施設の風水害対策について

危険物施設の風水害対策はお済みですか？

近年、台風や大雨等の風水害が多発しており、それに起因した危険物施設の事故も発生しています。

特に河川氾濫による危険物の流出事故は、被害が広範囲に拡大し社会的にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

台風や大雨等の到来に備え、総務省消防庁が策定した「**危険物施設の風水害対策ガイドライン**」に沿って、以下の風水害対策を実施しましょう。

風水害対策ガイドラインの主なポイント

1 平時からの備え

- 危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、浸水想定や土砂災害等のリスクを確認してください。
- 台風や大雨の接近による被害を回避・低減するために必要な措置を検討し、タイムラインを考慮した計画策定や教育訓練を実施してください。
(策定した計画は予防規程や社内規定に盛り込んでください。)
- 土のうや止水板、オイルフェンス、油吸着材等浸水対策や危険物流出対策に必要な資機材を準備してください。

2 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

- 気象庁や千葉県、各市町が発表する防災情報を確認し、浸水や土砂流入、強風、停電、危険物流出の対策を講じてください。
- 避難に必要な時間的余裕をもって応急対策を実施してください。

3 天候回復後の点検・復旧

- 施設の点検を行い、必要な補修をした後に再稼働してください。
- 通電火災や漏電の防止のため施設内の電気設備や配線に異常がないか確認してください。

4 チェックリストによる確認

- ガイドラインで示された危険物施設の形態別のチェックリスト（例）やフローチャートの例を活用し、上記の対策を段階に応じて確認してください。

詳細につきましては、下記URLまたはQRコードを参照してください。

「危険物施設の風水害対策ガイドライン」のほか、施設形態別のポイント、チェックリストの例等を掲載しています。



<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/countermeasures/items/kiho1.pdf>



※国土交通省、経済産業省及び関連業界団体からなる検討会において、洪水等の発生時に機能維持が必要と考えられるマンション、オフィスビル、病院等の建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体例について記載した「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」が公表されています。

本ガイドラインは、危険物施設においても活用・応用できるため、併せて風水害対策の参考としてください。



<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001349327.pdf>

